

キュービクル式変電設備等の基準（昭和50年10月1日東京消防庁告示第11号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号。以下「条例」という。）第11条第4項（条例第8条の3第1項及び第3項並びに第12条第2項の規定において準用する場合を含む。）及び第13条第6項の規定に基づくキュービクル式の変電設備、発電設備及び蓄電池設備（以下「キュービクル式変電設備等」という。）について条例で定める位置、構造及び管理の基準によらなくとも火災予防上支障ないものとして、消防総監が認める基準は、次のとおりとする。</p> <p>[1～3 現行のとおり]</p>	<p>火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号。以下「条例」という。）第11条第4項（条例第8条の3第1項及び第3項、<u>第12条第2項並びに第13条第2項</u>の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づくキュービクル式の変電設備、発電設備及び蓄電池設備（以下「キュービクル式変電設備等」という。）について条例で定める位置、構造及び管理の基準によらなくとも火災予防上支障ないものとして、消防総監が認める基準は、次のとおりとする。</p> <p>[1～3 同左]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	